



Title	フランス村落の起源
Author(s)	井上, 泰男; INOUE, Y.
Citation	法經會論叢, 14, 140-154
Issue Date	1955-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10760
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_p140-154.pdf



フランス村落の起源

—— ヴィル・ヌーヴを中心として ——

井 上 泰 男

一、問題の意味

フランスに於いては、西部・中部に概して見られるような若干の「個別定住」(Ternes' isolés)を別とすれば、一般には集团的にいわゆる「村落定住」(Village)が行われた。この場合、村落の構造は地域的に異なり、巨視的には全西欧に共通する南・北二大農業文明の対比により、微視的には同一地方内部に於ても、共同体的結合と、それによる「生産規制」に密度の相異があることは言うまでもない。⁽¹⁾

之等の村落の大部分は極めて古い起源を有し、少くも中世初頭にさかのぼるであろう。ドイツ農業史家はゲルマン人の大移動期に、彼等に与えられた土地の可成りの部分を共同利用し、ゲルマニアの母国から持ち来つた社会経済的規範を忠実に維持する「マルク共同体」(Markgenossenschaft)についてしばしば論じてきた。⁽²⁾だがフランスの古い村落の起源を問題にするなら、大移動以前にさかのぼらないわけにはいかない。五世紀の侵入者は先住民を滅亡させはしなかつたし、又ガロ・ローマの土地支配者を駆逐し、ゲルマン人の言語と地名を強制するようなことはなかつた。ゲルマン人はガロ・ローマの農民やその農業制度、並びにその社会構成を根本的に変革することはなかつたのである。このことは、今日の下アルザス地方や、ベルギー領ナミュール地方⁽³⁾に関する実証的個別研究によつて確認されるが、同様なことは全フランスについて妥当するであろう。⁽⁴⁾

然しこゝで我々が問題にするのは、古代的社會構成の遺制ではなく、近代の村落自治体としての共同体の起源である。それは、大移動より遙かに後の時代の現象との関連に於いてのみ説明される。「カロリング時代は尙組織化された地方集落 (groupes locaux organiques) の時代ではない」——と A・デレアーシュ (Deléage) は言う。⁽⁶⁾ 荘園に集団をなして定住している農民が、真にその共同体意識を明確にするのは一二世紀に於ける地代荘園の成立以後のことである。何故なら——依然として封建地代の重圧下にあるとは言え——領主直営地の賦役労働から解放された小農民經濟の自立が、そのために不可欠の前提をなすからである。之と関連して、人口の増大、並びに新たな開墾の動きが「区域の觀念」(la notion de finage) を創り出すと共に、共同体的諸規制——共同放牧 (gâturage de troupeau communal) 圍繞の禁止 (interdiction de clore les terres)、強制輪作 (assolements obligatoires)、草刈、葡萄收穫の掟 (Aan des moissons, des vendanges) 等——を普及させたのである。更に一二・一三世紀には領主對農民の支配關係も固定化の傾向にあり、村落共同体は (coutume) の布告を要求し、時には革命的な農村コミューン運動を展開した。このような農民の抵抗は封建的支配權の再編成の前に結局は挫折に歸したとは言え、領土地代の規制化と、農民經濟の一層の前進を可能にしたという意味に於いて重要である。⁽⁷⁾

こゝで我々の問題の終局的見透しを予め要約しておこう。封建時代の村落共同体 (communes villageoises) の組織、並びに共同体的農業慣行——規制 (pratique agricoles collectives) は、決して「原始的共同体」乃至いわゆる「原始共產態」(communisme primitif) の遺制を表現するものではなく、領主による農業生産の統制化の企図とからみあいながら、又反面に於いて農民の領主に対する集團的な力の自覚による抵抗の組織化としての役割をにないながらあらわれたのである。本稿はかゝる提言へのアプローチの一方法として、中世後期刊落共同体的プロトタイプとも言うべき「新村」(villa nova, ville neuve)——大開墾運動によつて創出された新たな移住地——の定住形態、並びにその社會・經濟的特質について検討しようとするものである。

註(1) この点については、先ずプロックのフランス農地制度の三類型の指摘〔北部型——三圃制、開放規則耕地制、charrie (車輪) 型〕の使用、南部型——二圃制、開放不規則耕地制、araine (車輪なき型) の使用、西部・中部型——圍繞地、個人主義的農制〕が想起されるべきである。(M. Bloch, Les Caractères originaux de l'histoire rurale française, 1931, P. 26—65.) 然し之はあくまで類型的なもので、プロック自身認めているように実際には多くの例外がある。プートリニョッシュはホルドー地方に関して、こ

の三類型が、それぞれ錯雑した形で混在していることを確認しよう。(R. Boutruche, *La crise d'une société, Seigneur et Paysans du Bordelais pendant la Guerre de Cent Ans*, 1947, P. 20—24)

(2) 例えは K. Lamprecht, *Deutsche Wirtschaftsleben im Mittelalter*, t. I. かかるゲルマニスト的見解は、周知のように既にフンタによつて批判された。(A. Dopsh, *Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit*, Chap. I.)

(3) E. Julliard, *La vie rurale dans la plaine de Basse-Alsace*, 1953, P. 68

(4) L. Génicot, *L'économie rurale nanterroise au bas moyen âge*, 1943, P. 22. ジェニコイによれば、ナミュール地方の中世村落の多くは侵入前にさかのぼる。何故なら、ローマ時代に群居していた地方ではゲルマン人の大量植民には適しなかつたからである。人口密度によつて定住の撰択を決定せざるを得なかつたフランク人は、村落の経済構造を完全に変化させるには、しばしば余りに少数しか定住しなかつたのである。

(5) M. Bloch, *op. cit.*, P. 77—80.

(6) A. Deléage, *La vie économique et sociale de la Bourgogne dans le Haut Moyen-Âge*, 1941, t. I, P. 368.

(7) この点については、拙稿「中世的支配権の変質と農奴制の成立」(「歴史学研究」一七一号)参照

(8) 前記ジュイヤールの村落定住に関する社会地理学的考察は、我々の問題視角に貴重な示唆を与えてくれる。(特に六七—六九頁参照)

二、大開墾運動の史的背景

全ヨーロッパ的な商業の復活と最初の都市自治制、そしてフランスの政治秩序に於ける王権の再建と大諸侯領の内部強化——この発展を可能にしたのは人口の増大であり、それを準備したのは「開墾者の斧と鋤」である。⁽¹⁾ 大開墾運動の史的意義は、このブロック⁽¹⁾の言には明快に要約される。

森林の伐採、沼沢地の干拓、海岸低地平野に於ける堤防の設置、荊棘の除去等、——總じて、中世のいわゆる大開墾運動に伴う新集落、新耕地の急増は、それ自体西ヨーロッパ封建社会内部の生産力の一大飛躍のあらわれであつたと言えよう。然し、この開墾運動の時期、及び規模に関しては、フランスとドイツとは若干の相異がある。

即ち、第一に、フランスではゲルマン人の侵入以来の開墾は九世紀に終り、その後ほど二世紀間、土地占有は減少し、カロリング時代の耕地のあるものは放棄されて再び荒蕪地に転化した。フランドル、ノルマンディの如き早期の例外を別とすれば、大開墾時代は大凡一世紀半ばかり始まり、一三世紀まで継続する。之に反しドイツでは、特に東南部では開墾事業は九世紀以後、一世紀初頭まで継続し、一二世紀に植民の動きは停止する。然し他方下ザクセン地方の沼沢地帯の開拓事業、並びにエルベ以東にスラヴ人を圧迫しつゝ行われた植民運動は一三世紀以後にまで及ぶ。第二に、ドイツでは内国植民と並んで、かなり大規模な母国植民が行われ、特に移民の大貯水池であつたフランドルや低地地方から、下ザクセンのみならず、エルベ以東のスラヴ地方へ移民が送られたことが注目される。之に反し、フランスでは国外植民の例としては、ガスコニーからイベリア半島への大量移民がなされただけで、かゝる例外を除けばフランスでは概して内国植民の性格が一般的であつた。⁽²⁾

このような相異にも拘らず、開墾運動の根底に横たわる本質的な諸要因は共通している。それは第一に何よりも人口増加の強大な圧力による。フランスに於いてもドイツに於いても到る処で地方内開墾が行われ、且つ都市的集落が建設されたのはその故である。農民層に於ける人口過剰はマンヌ⁽³⁾フリーフェの分裂を結果し、土地領主層に於けるそれは直領地の解体と封土の増加を帰結せざるを得ない。かくてフルリストの主張する如く過剰人口の課題に関する限り、領主と農民の相互の関心の一致が、新移住地の建設へと両者を志向させた⁽⁴⁾と考えられる。第二に、貨幣価値の低下、荘園庁役人 (villani, ministriales) 又は教会守護 (vogts, avoués) の越権、消費生活の拡大等による領主財政の深刻な危機が、之に対する収入増加の方策として、領主を領内森林その他の未墾地部分の開墾へとかりたてたことである。領主はその新開地に移民を招致し、新たに保有地を賦り出すことによつて地代源を増大させようとしたのであり、こうして開墾は「荘園制の中に導入された深刻な変化によつて窮乏した領主によつて主導された」(ペラン) のである。⁽⁵⁾ 実際にはしばしば新村建設の主導権は、聖俗両領主の共通の契約による同盟、即ち (pariage) という形で行われた。この pariage の性格は時と共に異なる。ヴェイオレは「一二世紀には世俗領主が土地を与え、修道院がそこに安全を保証し、『避難所』(asile) を建て、小數区を作る。之に反し一三世紀には修道院がむしろ土地を提供し、王又は公^{デュック}がそこに都市を建設する」と述べている。⁽⁶⁾ かくる pariage の性格の変化は中世後期の政治史の上に興味ある課題を提供するものである。⁽⁷⁾

上述の原因の他に、教会領主、王又は大諸侯に關しては次のような特殊な事情がある。即ちグレゴリアン改革以來教会は十分の一税 (dîme) の徴収權を奪回し得ただけに、開墾事業に積極的になり、一層多くの収益をそれから期待することが出来た。特に新村落の創出と大量移民の形式をとる場合には、移民への前貸、土地測量等に要する可なりの資本が必要であり、この点に關しても資産のある教会領主は有利であつた。王又は大諸侯及び大修道院長が植民事業に有した特殊な関心としては、軍事的防衛に対する配慮、治安確保への意圖をあげる事が出来る。例えば、南部の英仏国境の要点に要塞化されたヴァイル・ヌーッたる (Vastices) が建設されたこと⁽⁹⁾、カパー王權の枢要部となつたバリ、オルレアン間の道路に沿つて集落中心が増設されたこと等はそれである。

このような社会的、経済的、政治的諸要因が大開墾運動の背景をなすのであるが、次にこの運動の進展に伴つて、あるいは自生的に、あるいは領主の企圖の下に設立された新集落^{ニュー・キョ}の構造的性質の考察に移らう。

註(1) M. Bloch, *Les caractères*. P. 17.

(2) *Ibid.*, P. 15. Ch.-E. Perrin, *Les classes payannes et le régime seigneurial en France du début du IX^e siècle à la fin du XII^e siècle* 1941. P. 134—135.

(3) フェンヌ＝フーフエの分業が、人口過剰の一掃結たることは言うまでもないが、直接的には、それが大家族共同体の解体の結果たるものであるか、又は家内奴隷の保有農への上昇・独立によるものであるかは現在中世史学界の興味ある一論点をなしている。この点については、拙稿「中世農奴解放をめぐる諸学説」(「北大史学」第三号)を参照されたい。

(4) L. Verriest, *Institution médiévales*. 1946. P. 132—136.

(5) Ch. E. Perrin, *op. cit.*, P. 135.

(6) P. Viollet *Histoire des institutions politiques et administratives de la France*, t. II. 1898, P. 180—181.

(7) *ラウレンツの歴史* 例へば H. Séé, *Les classes rurales et le régime domanial en France au moyen âge*, 1901. P. 227. P. 229. n. 2. 参照

(8) *basides* は「*ラウレンツの歴史*」最近注目すべき論文が出ている。M. Odon de Sall-Blanguat, *Comment se sont créés les basitides du Sud-Ouest* (Annales Économies, Sociétés, Civilisation. 1949. P. 278—289.) Ch. Higouet, *Basitides et Frontiers*, (Le

Moyen Age, 1948. t. LIV. P. 113-131.) 等
(6) M. Bloch, op. cit. P. 16. 及び Planché. II.

三、ヴィル・ヌーヴの定住形態

先ずヴィル・ヌーヴが、ガロ・ローマ及びフランク時代のヴィラと区別される所以を地名学的視点から概観しておこう。この点について R・ディオーン (Dion) の歴史地理的研究は極めて示唆に富むものがある。それによるとフランス新村落の地名は次のように分類されるであろう。⁽¹⁾

第一に開墾の事実そのものに由来するもの。例えば I. Essart, Les Essarts-le-Roi 等の村落。

第二に建設期の新らしさに由来するもの。例えば Neuville, La Villeneuve 等。時には領主の性質をあらわす限定語が之に附加される。例えば Villeneuve-l'Archevêque.

第三に移民者に対する貢租の免除をあらわすもの。例えば Francheville, Villefranche 等。

第四に村落共同体の保護主が教会であることを示すもの。しばしば土地領主は村落から距つた土地に居住する不在地主であり、中世前期の大土地所有者のように村落の直接の保護主ではなく、村民は神—教会に保護者を求めたのである。多くの saint の名を冠する村落がそれである。

第五に定住の構成要素に由来するもの。即ち ㊶ 宅地の集団から。例 Les masures, Les Meix, Les Cortes, Les Chazeaux ㊷ 住居に隣接する野菜畑から。例 Les Ouches, Les Courtils ㊸ 土地をとりかへ田疇から。例 Le Clos, La Presse, Le Pressis, Le Plix, Le Plouich, Le Plouy 等。

以上のような地名は何れも新村の特質を分有しているが、特に第五のケースは新村の移民の生活的関心の端的な表現であり、之をガロ・ローマ乃至フランク時代起源の村落名が大土地所有者の姓名に由来することと比較するならば、極めて興味深いものがある。⁽²⁾

次にヴィル・ヌーヴの定住形態についてであるが、之については先ず森林地方に設立された特色的村落定住形態としての「街路型村落」(Villages-rues)が注目される。この型の村落は、例えばブロックの指摘したThiébaube地方のBois-Saint-Denis村落の如く、家及び囲繞された宅地が新たに開墾せられた道路に沿つて列状に並び、耕地がこの主軸に沿つて魚の骨のように伸びている。又ノルマンディ地方のAllerment大森林の中にルーアンの司教によつて長い道路の両側に設立された諸村落—Croixalle, Ste-Agathe, N.D. d'Allerment, 及び—St-Nicolas-d'Allerment—も同様である。⁽³⁾

この型の村落はドイツの東部植民地方に数多く見出され、移民者の割当地はしばしば通例のフーフェの二倍に当る「国王フーフエ」(Königshufe, manse royal)の面積に達したと言われる。——い、わゆる(Waldhufendorf)。ハランはフランスに於ても森林に設立された村落の大部分はこの型に属し「家は道路に沿つて配列され、各家の背後に野菜畑と耕地が伸び、それ等は移民の初源的割当分を構成する。この割当地はそれ故一かたまりをなし、その結果古い村落共同体的規制(contraintes collectives des villages anciens)である」と述べている。⁽⁴⁾然しデオオンによれば、この型の村落は中世末期以後の開墾によつて設立されたものであり、従つて当面の大開から免れ墾時代に於ては尙稀であつたように思われる。⁽⁵⁾

こゝで我々は一一—三世紀の新村の発展に対する阻害的な地理的条件を考慮しておく必要がある。それは長い間未耕地又は森林地帯として留まつていた地方の土壌の性質、並びにそれに基づく農業労働の条件に関するものである。即ち石灰質を欠如した不透過性の粘土質土壌の条件の下では沼沢が多く、又雨期には道はぬかるみとなり、耕型連畜や車が家と耕地の間を往復することを困難にする。又耕作労働に適した時期が少く、雨が降れば畑は泥海と化し農具は用をなさず、晴天の暑い日が続けば畑の表面は乾燥し、土塊は煉瓦のように凝結して鋤を拒絶する。かゝる条件の下では家と耕地との間の距離を出来るだけ短縮せざるを得ないであらうし、村落や耕地も小規模なものとならざるを得ない。この時代森林地方に設立された移住地の多くが「散居定住」(hameaux)の域を出なかつたことは、農民が住居に近接した畑を耕作せざるを得ず、従つて可成りの村落人口を定住せしめるだけの大耕地面積を形成することが不可能だつたことによる。例えばローレーヌ地方の湿润地帯の散居式小村は、その不透過性土壌が、ガロ・ローマ時代末期及びフランクの時代を通じて農耕適地に建設された村落に見られる如き、より大なる経営単位による村落定住が不可能だつたことを示す。⁽⁶⁾

ところで開墾時代末期以来、上ノルマンディ高原に於いて、硃石粘土の重い不滲透性土壌に適合した定住を行うための注目すべき努力が見られた。即ち「一二世紀にこの高原の大森林の中に開墾地が拓かれ、そこに領主が定住せしめた農民の移住地は殆んど無限に開墾を増大することを可能にする計画に従つて組織された。而もそれは家と畑を決して距てることなく、耕作に関する相互扶助を余儀なくされる小農にとつて、常に不可欠な隣人關係を、住民の間に不可能にすることはなかつた」(「テイオン」)のである。⁽⁷⁾かゝるものが正しく前述の街路型村落に他ならない。

然しすべての新村がこのような立地条件によつて支配されたと考えるべきではない。不滲透性地方に於てさえも、土地の起伏が耕地の自然的排水を容易にし得た場合、土地改良事業が硃土質土壌に石灰質土壌の性格を与え得た場合には、よりコンパクトなより大なる村落へと發展し、より大面積の耕地を確保することによつて、ボース、ピカルデイに典型的に見られたように共同体的利用に適する耕地構成を可能にし得たのである。例えば囲繞地帯であるブルタトニユに於てさえ、ポントシャトオ(Pontchaean)地方は一八世紀まで共同体規制に服していた。⁽⁸⁾フランスに於いては、恐らくは西ヨーロッパの他の地方と同様に、一一—一二世紀の大開墾による内国植民で建設された新村は、すべてこのような村落式定住を志向していたのである。それ故村落式定住は、土壌の条件さえ改善されるならば、到る処に拡まつたであらうと考へてよい。

そこで我々は村落式定住の具体的形態の一例として、フルリーストによつて指摘されている一二世紀(一一八〇年)のノール地方のヴェイル・ヌーヴたるフォレスト(Forest)についてみよう。先ずこの村落の中央にはBrunehaut 道路によつて貫かれたいわゆる「市街地」があり、それは四角に街路によつて区劃されており、街路に面して農民の「宅地」(courtils)——家とその附屬地——が配列される。市街地の中心には「公共的広場」(place publique)及び教会と二つの水廻り場(abreuvoir)があり、市街地の外縁には「共同地」(communia)がある。市街地の周囲には共同耕地が拡がり、そこには農民の地条が分散している。⁽⁹⁾プロック等によつて指摘されている暮盤縞状の村落——例えばブリイ地方の Villeneuve-le-Comte、ラングドックの多くの(Basides)等は、この種の密集村落を代表するものである。⁽¹⁰⁾

この型の新村の基本的構成要素は次の二つである。即ち、(1)市街地——宅地のコンパクトな集合体としてあらわれ、この宅地は、住居(donus, herbergium, manage)と野菜・果樹等の栽培地(hortus, arca, placca, masura, hostagium)にあつてられ、圍繞されている。

(2) 大きくまとまつた若干数の共同耕地 (commons, culture) 之は移民に細分割される (一乃至数パルセル)。各割当分は概ね零細で、このことは新村の建設の主たる目的が植民にあつたことと関連する。

ヴイル・ヌーヴの今一つの特種な定住形態として、主としてシトト派修道院によつて創設された (Langes) を中心とする村落がある。当時 Langes (穀物倉) は今日のそれより広義に用いられ、農場経営に必要な建物全体を指していた。サン・ヤコブ (Saint-Jacob) の研究によれば、一五五年頃ポンティニイ (Pontigny) の修道僧は法王アドリアン (Adrian) 四世から同修道院に属する Langes の各々の周囲半里の圏内に、如何なる者も彼等の許可なしに家を建てることは出来ないという特権を得た。彼等はいかにして各 Langes の周囲三〇〇〇ヘクタールの土地を確保した。こゝに誘致された移民の数が増大した時、Langes を中心に移形に群居するコムパクトな村落が形成されたのであり、Langes に附属する可成り広い農地はほと今日の村落の境界をなしている。この型の村落はブルゴーニュ地方に数多く見出される。又プロックは、現在フランス各地に見られる村落から若干離れた大農場は、富裕な開墾企業者によつてこの Langes を模倣して建設されたものであることを指摘している。

以上により大開墾時代の新村の定住形態はしばしば立地上の制約から、散居定住乃至は小規模農民集落の形態をとらざるを得なかつたが、事情の許す限りは古い時代の村落式定住に類似のコムパクトな構成をとらうとしたこと、特に土壌の条件に恵まれていた場合には、村落規模に於いても殆んど古い村落と異ならなかつたことが信ぜられる。それ故に一般にヴイル・ヌーヴを古い起源の村落から區別するのは定住形態以外のところに求めなければならぬであらう。

註(1) R. Dion, La part de la géographie et celle de l'histoire dans l'explication de l'habitat rural du Bassin Parisien,

(Publications de La Société de Géographie de Lille, 1946) P. 19—20

(2) ガローター起源の村落名は大土地所有者の姓名から由来した。例へば Albinus (大土地所有者名) → Albinicus (荘園名) → Aubigny (村落名) Sabinius → Sabinaicus → Savigny, Florus → Florianus → Fleury 等。フランク時代の起源の村落名は土地所有者の姓名の所有格に villa 又は cortis の語尾が附加される。例へば Bozo → Bozonis villa → Bourzonville, Balderic → Balderici Cortis → Bandrecourt 等 (Ibid., P. 20)

- (3) M. Bloch, op. cit. P. 10, 及び pl. I 尙、チイオンによれば、チエラーシユ地方の村落はしばしば「rue」という言葉をとつて、
 59—La Rue Neuve, La Rue Tortue, La Rue Heureuse (Ibid., P. 38)
- (4) Ch.-E. Perrin, op. cit. P. 137.
- (5) R. Dion, op. cit., P. 33
- (6) Ibid., P. 32—34.
- (7) Ibid., P. 36
- (8) M. Bloch, op. cit., P. 61.
- (9) L. Verriest, op. cit., P. 136—137. 及び planche.
- (10) M. Bloch, op. cit., P. 9—10.
- (11) P. de Saint Jacob, Etudes sur l'ancienne communauté rurale en Bourgogne. (Annales de Bourgogne, t. XIII, 1941)
- (12) M. Bloch, op. cit., P. 12—13.

四、ヴァイル・ヌーヴの社会・経済的意義

ヴァイル・ヌーヴの社会的経済的特質は、一〇世紀以降の農村経済の発展に関する一般のプランの上に跡づけられなければならない。ヴァイル・ヌーヴはこの発展の最も端的な諸性格を有し、そしてこの意味において、中世後期村落の先駆的役割を果たしたのである。

まず注目されるのは先に引用したフォレストに見られるような、新村の中心部における公共的広場の存在である。それは市、乃至市場の敷地であつたものである。同じくフルリーストの指摘している一二世紀のヴァイル・ヌーヴ（一一八〇年）に関する史料は、このことを明確に物語つてゐる。このヴァイル・ヌーヴは St. Michel 修道院の「寄進地」(dos)の中の領地に建設せられ『居住並ビニ住居ノタメニ』(ad habitandum et domos edificandum)もつた部分は、幅一、奥行一〇〇ピエ (pieds) の帯状地につき、一トニエの地代を支払うように定められ、領地の一部は耕作に留保された。そして村落の『真中ニ』(recte in medio) ニシエルノー (journaux) (凡そ六五アール)の土地が『市』(forum)の敷地に、『市場』(domipola)の建設に、並びにその『周辺ニ』(in circuitu)四〇〇(vicis)——

vous という言葉は、この場合「街路」(ru)の意味に用いられており、かなり古くから荘園及び中世都市の中に見出される——の建設にあてられた。こうして四辺形の「公共的広場」が整然と作り出され、その四周は農民の相接した宅地できりまかれていた。⁽¹⁾

かゝる例は既に一一世紀初頭のより古いザイル・ヌーズにも見出される。例えばパリ司教 Raynaud (九九二—一〇二〇)によつて Gastine の森に建設されたザイル・ヌーズ (XI^e S. Cart. de Vendonq) アンジツ伯 Fouque Nerra によつて Beaulieu 修道院の傍に建設されたザイル・ヌーズ (1007, Ex autographs) 等に於いても、市場の設置が確認される。⁽²⁾

かゝる市場の存在は必ずしもザイル・ヌーズに限られたものではない。嘗てピレンヌによつて誇張されたように、手工業と商業はカロリング時代に決して消滅してしまつたのではなく、キヴィタス所在地はもとより、村落に於いても年市と週市はしばしば存続し、全フランク時代及び後期中世の初頭を通じて (megaciatores) や (mercatores) は史料にあらわれつゞけたのである。⁽³⁾ 更に一〇世紀以来「荘園市場」(marché seigneurial) は公権力のあらゆる干渉を排した純粹に農村的な経済組織の通例的事実とさえ看做されていた。一〇世紀から一一世紀にかけて週市は急速に増大するのであるが、その根本的理由は、急激な人口増加、小規模保有の増大に帰せられる。何故ならこのことは明らかに農業外生業の必要を、従つて社会的分業の発展を導き、地方的交換経済を一層促進させるからである。我々はそこにザイル・ヌーズの発展を促したのと同じの社会的経済的原因を認めることが出来る。

右のような地方的、同地内市場圏の成立を志向するザイル・ヌーズの特質と関連して、移住農民の土地保有規模の零細性が特に注目されなければならない。フルリーストによれば、曾ての標準的マンスは一〇〜二〇ヘクタールで農民の大家族共同体の必要を容易に満し得たのに反し、移民の新保有地 (tenure d'hois) は概ね一ヘクタール未満であつた。⁽⁴⁾ 又セエによれば、若干の例外を除けば、新保有地 (houises) の多くは「二アルパン、乃至は単に一アルパンしか含まない」とされる。⁽⁵⁾ 更にメーヌ (Maine) では R. ラトウーシユ (Latouche) の詳細な報告によれば、耕地としては半アルパン (六・五アール) 野菜畑の面積を併せても一〇アール程度の極めて零細なものである。⁽⁶⁾

人口増加とマンス—フーフエの分裂によつて、保有地の零細化は旧村落内部でも進みつゝあつたのであるが、新村のかゝる零細保有地の増大によつて、全体として過小農の農民階層に占める数的比重大きさは、当時の生産力の発展を考慮に入れても農村経済の

上に極めて重大な影響を及ぼすであらう。即ち第一に之等の過小農は日雇化し、或いは富農の下に農業労働の機会を、或いは小規模手工業その他の農業外営業に補助収入の道を求めなければならず、かくして社会的分業は二層推し進められてゆく。第二に過小農の生活にとつて、或いは市や市場、或いは水車、籠、攪拌器、圧搾器——いわゆる (banalite) 或いは森林、牧草地等の共同利益、等の「利便」(utilites) は決定的に重要となる。

この中、市や市場の利用権は社会的分業及び局地内交換経済の発展と必然的に結びつくことは先に述べた。banalite の普及については、従来主張されてきたように領主権力の拡大・再編成、即ち「罰令権」(droit de ban) に基づく (ban seigneurial) の成立との関連が問題になるが、こゝではその原因を過小農がフランク時代のマンヌス保有農以上に自ら粉挽き水車、葡萄酒の圧搾器、パン焼籠を設置出来なかつたという点に求めるフルリストの見解を重視したい。なかならず重要なのは共同利益権の問題である。それは領主による生産規制として利用された反面、過小農の経済生活を補う不可欠の手段であつた。同時にそれは農民の相互扶助と共同体としての団結を強める契機にもなるであらう。この場合、領主による生産統制の意図は何よりも三圃制に基づく耕作強制としてあらわれる。何故ならそれは領主が何よりも望む収益の規制性を確保するのに最も適したものであつたからである。かゝる例は一二三〇年のカムブレ (Cambrai) の一教会領に見られ、ディオオンによれば、少くもパリ盆地の北部ではその時以來到る処でこの制度が採用された。但しこの制度は、それに適した地方でもすべて行われていたのではなく、又それが行われていた処でも一八世紀のローレーヌ地方に見られる如き完成した状態には達しなかつた。例えばポース・ピカルディ間の地方に於てさえも、一三・四世紀に三圃制は到る処で行われてはいなかつた。⁽¹¹⁾

之に反し、農民的志向からは、慣習法 (coutume) による領主的恣意の規制、即ち村落慣行「村法の確立に最大の関心が寄せられた。何故ならそこに農民の逃亡以外には何ももの怖れなかつた領主に対する安全の保証があつたからである。まさにこの意味に於いて、ガロ・ローマ以来大所有地「荘園を意味していたヴィラが「村落共同体」の同義語となつたのである。この点をあきらかにするために、領主對農民關係を地代の条件を中心にして検討しよう。

新保有地に課せられた地代は一般にサンス (cens) と呼ばれるが、時には古い荘園制地代と區別して trevans と呼ばれることもある。

それは、(1)宅地と耕地を一緒にして貨幣又は現物の固定地代(census)を支払う場合と、(2)宅地に関しては貨幣地代(cens de l'Ornus))耕地に關しては收穫一定割合の現物地代(terragium, bethagium)を支払う場合とがある。その最大の特色は、第一に、課税の規程が土地区劃又は面積単位であること、第二に、地代額が固定され且極めて輕微であることである。

例えばノートル・ダム・ド・パリの多くの荘園では、移民はアルパン当り四ドニエ、同一地方の他の荘園では六ドニエである。又ナミュール地方でも、一二二二年、サン・オーバン・ド・ナミュール(Saint-Aubin de Namur)寺院はRhinesの森林の開拓民に、ポニエ当り五ドニエと一カポンのサンスしか課していない。平均してナミュール地方の新保有地のサンスは二ノドニエである。又收穫一定割合の現物地代(champart, terrage)は、ナミュール地方では $\frac{1}{14}$ ⁽¹⁵⁾ フランス全体に關する一般的数字としては、セエによれば $\frac{1}{10}$ 〜 $\frac{1}{13}$ ペランは之よりやゝ高い比率 $\frac{1}{10}$ という数字をあげている。⁽¹⁶⁾

このような新保有地の地代条件は、旧来のマンスス保有地のそれとは明らかに異なるものであり、ジエニコーによれば分裂マンスのそれとも、その負担の輕微性に於いて區別せられるものであつた。このことは、すべての必要な(untilates)を計算に入れても、尙生活するに不充分であつた新保有地の極度の零細性と關連する。新保有農—移民は狹義の地代に限らず、土地領主に対する彼等の諸々の負担(賦役、タイエ、市場税、人頭税、死亡税、宿営税等々)の輕減乃至固定化によつて、彼等の生活様式(modus vivendi)全体を領主的恣意から防衛することを必要としたのである。⁽¹⁷⁾このことは散居定住の場合にも村落定住の場合にも異ならなかつた。そしてこの必要を具體化する手段こそ、(pactum)と呼ばれる契約だつたのである。まさに植民事業は「移民と領主の利益の均衡」なしには成功しなかつたのである。何故なら中世に於ける「法」(lex)制定の絶対主であつた領主と雖も、開拓民を招致するには、彼等の利益を考慮することなしには不可能だつたからである。こうして出発点に於いてヴァイル・ヌーヴに与えられた慣行(consuetudines)は、環境に則して大巾に修正され、旧來の荘園には見られない慣習法(sicut customen)を成立せしめるに至つた。⁽¹⁸⁾

以上により、我々は農民負担の輕減、並びに法契約団体としての村落共同体の成立こそ、ヴァイル・ヌーヴの歴史的意義を究極的に決定するものであると考へる。そして、かゝるものとしてのヴァイル・ヌーヴの急増は、その法の傳播を運命的なものにする。一二世紀以來特に

めざましいその普及は多くの影響をもたらすであらう。法は人口的・社会的・経済的圧力の下に契約的構成を必要とする方向へ全面的に移行する。古い共同体はこの法的震動によってゆり動かされ、多少とも自立的な自治体結成の嚮導すべき動きを示すのである。

- 註(1) L. Verriest, op. cit., P. 126
- (2) J. Flach, Les origines de l'ancienne France, t. II. 1893. P. 156, n. 1. P. 169, n. 1.
- (3) カロリング時代の市場については A. Dumas, Quelques observations sur la grande et la petite propriété à l'époque carolingienne. (R. H. D. F. 1926. P. 213—271. P. 613—672.) P. 634—637 参照
- (4) L. Verriest, op. cit., P. 74—75
- (5) Ibid., P. 138 及び n. 6.
- (6) H. Sée, op. cit., P. 229. n. 2., n. 3.
- (7) R. Latouche, Défrichement et peuplement rural dans le Maine du IX^e au XIII^e siècle. (Le Moyen Age. T. LIV. 1948. P. 77—87), P. 85.
- (8) 中世後期における農民層の分化については、参照 M. Bloch, op. cit., P. 197—198. 参照
- (9) L. Verriest, op. cit., P. 54—55.
- (10) R. Dion, op. cit., P. 28.
- (11) M. Bloch, op. cit., P. 32.
- (12) Ch.-E. Perrin, Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine. (IX^e—XII^e siècle) 1935. P. 653.
- (13) H. Sée, op. cit., P. 232.
- (14) L. Génicot, op. cit., P. 242.
- (15) Ibid., P. 253. ナミエール地方では収獲一定割合の現物地代 (Rottabgabe) は terres à sarts にだけ適用された。但し、完全に開墾された土地では、Rottabgabe の通例的形態は terrage よりは cens であると言われる。
- (16) Ch.-E. Perrin, Les classes paysannes, P. 139.
- (17) L. Verriest, op. cit., P. 154. et s.

- (8) 移民の諸負担は初発から明確に規制され、如何なる「悪しき慣行」(mala consuetudo) 就中、いかなる領主の恣意的諸貢租——*mainmorté à volonté, corvées à volonté* の発動の余地をも取除いた。更に農民は一種の「自治」並びに種々の裁判上の保証を得た。かくて、ヴァイル・ヌーヴの「法」はその時代の一種の「最良の法」(*ius optimam*) を表現し、かゝる法的性格によつてヴァイル・ヌーヴは旧村落と區別される「解放村落」(*franca villa, libera villa*) と名づけられたのである。